|  |  |
| --- | --- |
| 収　入  印　紙 | 農地（採草放牧地）使用貸借契約書 |

　貸人及び借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

　この契約書は、２通作成して貸人及び借人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を薩摩川内市農業委員会に提出する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　貸人（以下甲という。）　住所　東郷町斧渕○○○番地

氏名　川内　里子　　　　　　　　　印

借人（以下乙という。） 住所　向田町○○丁目○番○号

氏名　㈱薩川ファーム　　　　　　　印

　　　代表取締役　薩󠄀摩　太郎

１　使用貸借の目的物

　　甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表１に記載する土地その他の物件を使用及び収益させる。

２　使用貸借の期間

　使用貸借の期間は、令和　元年　１月　１日から令和１０年１２月３１日までの１０年間とする。

３　契約の解除

　甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には使用貸借契約を解除するものとする。

４　借賃の額及び支払期日

　　契約物件の使用料は　無　料　とする。

５　転貸または譲渡

　　乙は、本人またはその世帯員が農地法第２条第２項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により契約物件を転貸し、または使用貸借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

６　修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによ

る。

(2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができな

い事由があるときは、乙が行なうことができる。

(3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。

(4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表２に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

７　経常費用

(1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。

(2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。

(3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

(4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表３に定めるもののほかは、その公課

等の支払義務者が負担する。

(5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

８　目的物の返還及び立毛補償

(1) 使用貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から　３０日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙

の請求により、これを買い取る。

９　この使用貸借契約に附随する権利または義務　　なし

10　契約の変更

　　契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

11　その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

　別表１　土地その他の物件の目録等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地その他の物件の表示 | | | | | 借　　　　賃 | | | 備　　　考 |
| 大　字 | 字 | 地　番 | 地　目  (種類) | 面　積  (数量) | 単位当たり  金　　　額 | 総　　額 | 支払期日 |
| 向田町  向田町 | △△  △△ | 111番1  111番2 | 畑  畑  以 | 1,200  500  下 | ○,○○○/10ａ  ○,○○○/10ａ  余 | ○,○○○  ○,○○○  白 | 毎年6月末  毎年6月末 |  |

　別表２　修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修繕又は改良の工事名 | 賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容 | 賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法 | 備　　　考 |
|  |  |  |  |

　別表３ 公課等負担に係る特約事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公課等の種類 | 負担区分の内容 | 備　　　　　考 |
|  |  |  |